

令和7年度 飯田市国保特定健診等実施について

令和7年5月14日

◇ 方針

国の指針において各保険者は、健診やレセプト等の健康・医療情報を分析して、加入者の健康保持増進のために保健事業の実施計画の策定が求められています。

飯田市では、令和5年度に第3期保健事業計画（データヘルス計画（2024～2029年度））を策定しました。飯田市国保の特徴や健康状態の分析により、生活習慣病の発症や重症化予防の保健事業に取り組み健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸や医療費適正化を目指していきます。

◇ 特定健康診査の概要

特定健康診査（以下「特定健診」）は、国が保険者に実施を定める年に一度の健診で、40～74歳を対象に実施しています。

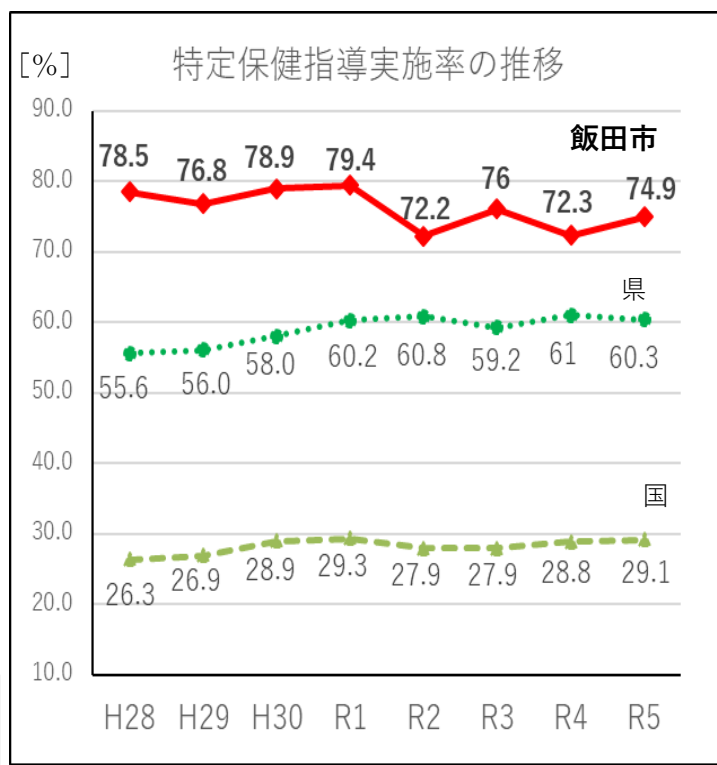
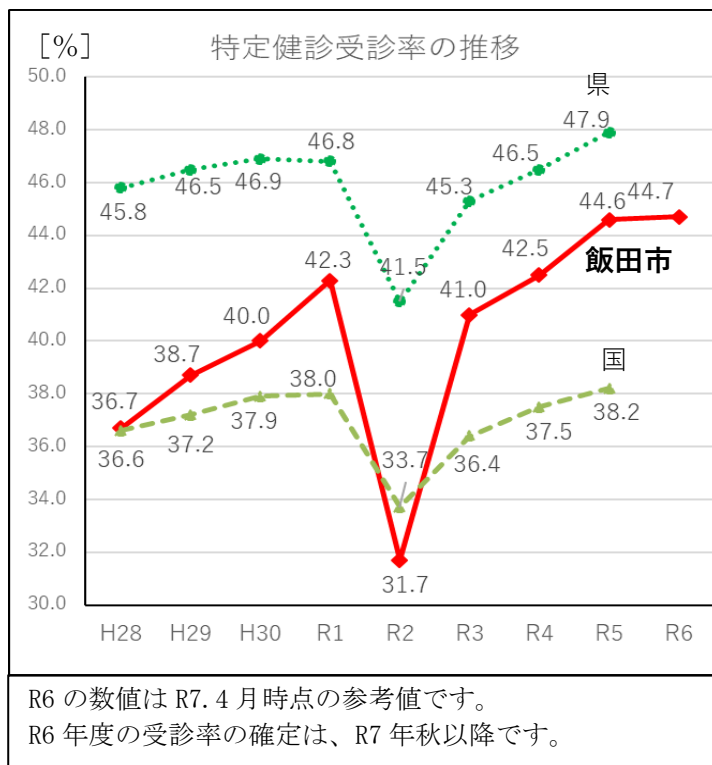
飯田市では、医療機関等で受診する個別健診と、公民館等で受診する集団健診の設定をしており、血液検査・尿検査・診察・問診・心電図・眼底検査を実施しています。特定健診は、個人の健康を守ることはもちろんですが、健診受診率や特定保健指導の実績による評価により、国から保険者に支給される交付金の金額にも影響します。

◇ 特定保健指導の概要

特定健診の結果から生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、対象者の身体状態に合わせた生活習慣を見直すための支援をします。特定保健指導には、リスクの程度に応じて積極的支援と動機づけ支援があります。（よりリスクが高い方が積極的支援となります。）特定保健指導に該当する方は、2回以上の継続した保健指導を実施しています。

特定保健指導対象者：腹囲（もしくは体重）が基準以上で、さらに血圧・糖・脂質のいずれかの数値が基準以上の方のうち、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除いた方

◇ 特定健診受診率および特定保健指導実施率



特定健診受診率は、年々上昇してきていますが県と比較すると低い状況です。受診率を年齢別にみると40～64歳は県よりも高く、65～74歳では県よりも低い状況です。引き続き健診受診率向上のための取り組みが必要です。

特定保健指導実施率は、県と比較して高く、目標である 75%を概ね維持しています。生活習慣病は自覚症状がないため、発症予防・重症化予防のためには健診の機会を提供し、健診結果に基づき個人個人にあわせた保健指導を実施することが重要です。

◇ 特定健診受診率向上に向けた取組み

1 受診しやすい環境整備と受診機会の確保

すべての地区で対象者全員を集団健診へ案内し、土曜日や午後の健診も行っています。また 40 歳の方は基本項目を自己負担無料で受けられます。

2 利便性の向上

前立腺がん・大腸がん等のがん検診を同時に受診できるよう取り組みます。

3 医療機関との連携

県に比べ受診率の低い 65 歳以上の方の約 6 割が定期的に通院をしていることから、受診率向上に向けて市内内科医療機関と連携を図っていきます。

4 受診勧奨

健診対象者の皆様への広報として、対象者への受診券送付に加えて、広報いいだ年 4 回、市のホームページ、いいだ FM、暫定納税通知書に健診案内を同封するなど様々な機会でお知らせします。

健診未受診者や新規国保加入者、昨年度の生活習慣病重症化予防対象者へ電話や文書による受診勧奨を行います。（令和 6 年度は、文書 4,621 件、電話 1,264 件、訪問他 40 件）を実施しました。

5 受診率向上のための魅力的なインセンティブ（健診受診を促すための動機づけ）事業

昨年度の検査データ提出者へほっ湯アップルの入場券を送付します。また健診受診者の中から 100 名の方に「域産域消の食育店」と健康増進施設「ほっ湯アップル」で使用可能なクーポン券を送付します。

6 39 歳以下の方への取組み

40～64 歳の肥満者が増加している現状から、若年期から健診を受け自己の健康について考え、また継続的な健診受診の意識づけのため、35～39 歳の国保加入者全員に受診券を送付します。

◇ 特定健診後の保健指導の実施

1 特定保健指導に該当する方

2 回以上の継続した保健指導を実施します。

2 生活習慣病重症化予防対象者への保健指導

(1) 脳血管疾患の減少と重症化予防

脳血管疾患の死亡割合が高く、医療費割合も同規模・県・国に比べ高い状況です。また脳血管疾患の最大の危険因子である高血圧の有所見者が増加しているため高血圧予防に重点を置いて継続的に取り組みます。

(2) 糖尿病性腎症・慢性腎臓病の重症化予防

腎不全や糖尿病有病者の割合が増加しています。また後期高齢者の慢性腎不全の医療費割合が高い状況です。腎機能低下、尿蛋白陽性者への受診勧奨や医療と連携した保健指導を実施します。

(3) 肥満・メタボリックシンドロームの改善

メタボリックシンドローム該当者・予備群や 40～64 歳の肥満者が増加しているため、減量に向けた保健指導や 39 歳以下の健診受診者には原則全員の方へ保健指導を実施します。

3 その他の保健指導

健診の結果、保健指導が必要と判断した方は、集団健診後の結果説明会で個別の保健指導を実施します。また、特定健診を初めて受診された方へは原則全員に保健指導を実施し、初年度から丁寧な関わりを行うことで継続した受診につながるよう取り組みます。医療機関の受診が必要な方へは精密検査の受診勧奨を行い、3～4 か月後に精密検査を未受診の方へは、再度受診への働きかけを行います。